

大淀町立学校適正化基本計画策定業務 簡易公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この実施要領は、「大淀町立学校適正化基本計画策定業務」を委託する事業者を簡易公募型プロポーザルにより選定するにあたり、その募集手続等必要な事項を定める。

2. 業務の概要

(1) 業務名

大淀町立学校適正化基本計画策定業務（以下、「本業務」とする。）

(2) 業務目的

人口減少と少子高齢化が全国的に進行するなか、大淀町においても子どもの数は減少し続け、学校教育の目的や目標を実現していくことが難しくなりつつあることが想定されます。

このような状況を見据えて、将来を担う子どもたちにとって望ましい教育環境を整え、充実した学校生活の実現に向けて検討を進め、令和7年3月に「大淀町立学校適正化に係る基本方針」を策定しました。今後は、令和7年度と8年度の2年間で、基本方針を踏まえながら、本町の実情に沿った具体的な検討を行う予定であり、令和7年度中に「大淀町立学校適正化に係る基本計画（中間まとめ）」を作成することを目的とする。

(3) 委託内容

別紙「大淀町立学校適正化基本計画策定業務仕様書」のとおり

(4) 企画提案書等の作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した経費は提出事業者の負担とする。

(5) 事業費（委託費）限度額

4, 180, 000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※支払いについては、原則として業務終了後の一括払いとする。

(6) 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

3. 参加資格

本業務に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、以下のすべての要件を満たすものとする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めません。

- (1) 令和6・7年度大淀町入札参加資格者名簿（物品・役務等）において、次の営業種目に登録を有する者であり、次に掲げる登録を全て満たしている者であり、かつ本町から資格停止措置を受けていない者であること。

・計画策定業務

- (2) 公告日から過去5年以内において国、地方公共団体又はそれに準ずる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る以下の項目の業務を受注して業務完了した実績を有すること。

・教育振興基本計画等の教育に関連する計画策定業務

- (3) 業務期間中、管理技術者（1名）、主担当技術者（1名以上）を配置するとともに次の要件を満たすこと。
- 管理技術者
教育振興基本計画等の教育に関連する計画策定業務を、管理技術者として履行した実績を有すること。
 - 主担当技術者
教育振興基本計画等の教育に関連する計画策定業務を、管理技術者又は担当技術者として履行した実績を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 公募開始日から契約締結日まで本町の入札参加資格の停止措置および保留の期間でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む）。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで若しくは第6号又は暴力団員が実質的経営に関与している法人等でないこと。
- (9) 労働関連法令に違反し、官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。

4. 手続き等

(1) 担当部局

〒638-8501 奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本 2090 番地

大淀町教育委員会事務局 学務課

TEL：0747-52-1522

FAX：0747-54-5507

E-mail：gakumu@town.oyodo.lg.jp

<主なスケジュール>

	項 目	期限日等
1	参加申込	令和7年6月9日（月）から 令和7年6月13日（金）午後5時まで
2	質問の受付	令和7年6月9日（月）から 令和7年6月13日（金）午後5時まで
3	企画提案書等の提出	令和7年6月17日（火）から 令和7年6月24日（火）午後5時まで
4	審査	令和7年6月26日（木）予定
5	結果通知	令和7年7月1日（火）予定

(2) 参加申込書（様式第1号）の提出期限、提出先及び提出方法

- ①提出期限 令和7年6月9日（月）から令和7年6月13日（金）午後5時まで
②提出先 担当部局に同じ
③提出方法 書留郵便による郵送または持参により提出すること。

(3) 質問の受付

- ①受付期間 令和7年6月9日（月）から令和7年6月13日（金）午後5時まで
②質問先 担当部局に同じ
③受付方法 「質問票」（様式第3号）に質問事項を記載のうえ、電子メール又はファクシミリで送付し、電話にて送付した旨を連絡すること。なお、電子メールでの質問は、題名（件名）の最初に【大淀町立学校適正化基本計画策定業務への質問】と明記すること。
※電話など口頭による質問は受け付けません。
④回答方法 電子メールにより参加事業者全員に令和7年6月16日（月）に回答する。なお、質問者名は明示しない。

(4) 企画提案書等の提出期限、提出先及び提出方法

- ①提出期限 令和7年6月17日（火）から令和7年6月24日（火）午後5時まで
②提出先 担当部局に同じ
③提出方法 持参または郵送に限る
・持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く）とする。
・郵送の場合、提出期限必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業（親展扱いとすること）により提出すること。

④提出物

番号	提出書類	部数		注意事項
		(正)	(副)	
(i)	企画提案書兼事業者概要書 (様式第2号)	1部	—	会社概要を示す冊子などがあれば添付すること。
(ii)	企画提案書 (任意様式)	1部	5部	サイズはA4版（縦横問わず、横書き）、片面5頁程度（表紙除く）、文字は10.5ポイント以上。 ※企画提案者名を記載した原本1部と副本5部を提出すること。副本については、企画提案者名及び提案者を判読できるような記載はしないこと。 <u>企画提案書については、「2. (2) 業務目的」及び仕様書を踏まえ、以下の</u>

				<u>項目を盛り込むこと。</u> ・仕様書の業務概要に対する提案 ・提案者が実施した類似または参考となる実践事例紹介と受注実績 ・業務スケジュール（工程表） ・委託業務実施体制（業務全体の取組体制、管理技術者などの取組体制及び各員の類似または参考となる業務の実務経験等を記載） ・JISQ15001（プライバシーマーク取得）認定書の写し
(iii)	見積書 (任意様式)	I 部	—	

(5) 審査について

- ①日 程 令和7年6月26日（木）予定
- ②審 査 プレゼンテーション・ヒアリングは行わず、提出のあった企画提案書を評価基準に基づいて審査し、総合的に評価したうえで最も優れている提案を特定する。なお、審査は非公開とする。
- ③選定結果 企画提案書を提出した事業者のみに対してメールで通知する。
※令和7年7月1日（火）予定
- ④その他 審査の結果、最も評価の高かった者を優先交渉者とし、契約締結に向けて交渉する。交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次点の業者を優先交渉者とする。

(6) 説明会

説明会は開催しない。

(7) その他

参加申し込み後に辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を提出するものとする。

- ①提出期限 令和7年6月24日（火）午後5時まで
※郵送による提出については、締切日までの必着とする。
- ②提 出 先 担当部局に同じ
- ③提出方法 書留郵便による郵送または持参により提出すること。
また、提出期限までに企画提案書等の提出がない場合についても、辞退したものみなす。

5. 委託事業者の選定

(1) 企画提案書等の評価

企画提案書等の評価は、「大淀町立学校適正化基本計画策定業務」事業者選定審査委員会（以下、「選定審査委員会」という。）により、次の評価項目等について採点を行うものとする（項目ごとの配点は、採点項目①～⑥横（ ）内に記載）。選定審査委員会の各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も評価の高い事業者を契約の相手方として選定する。なお、審査は非公開とする。

①基本項目（20 点）

- ・ 本事業の仕様書との整合性
- ・ 公告日から過去5年以内の事業における類似または参考となる業務実績
- ・ 業務の実施体制
- ・ 業務スケジュール

②業務遂行能力（10 点）

管理及び主担当技術者の同種業務実績

③現状分析・課題整理（10 点）

- ・ 大淀町における学校適正化に向けた背景や現状について理解された提案となっているか。

④計画・立案（30 点）

- ・ 仕様書の業務範囲に対する提案が具体的かつ妥当な内容であるか。

⑤網羅性（20 点）

- ・ 全般を通して本事業の目的を理解した内容で、わかり易い提案書の表現になっているか。
- ・ 大淀町のニーズを的確にとらえた提案になっているか。

⑥経費見積額（10 点）

- ・ 提案内容と事業費の合理性及び適正性はあるか。

（2）事業者との契約

①上記5（1）により最優秀提案者として選定された者が受託者の候補者となり、契約締結の協議を行うことになるが、協議の結果契約締結の合意に達しなかった場合又は最優秀提案が取消しとなった場合には、その者との契約を行わず、次点の者と協議を行う場合がある。

②企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後に契約を解除することがある。

③契約に係る損害賠償及び契約の解除については、大淀町契約規則（昭和40年9月15日規則第5号）に定めるところによる。

④契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

- ・ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ・ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ・ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

- ・役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ・本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を町に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(3) その他

採択された事業計画・事業提案は、町との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

6. その他

- (1) 提出された書類は返却しない。また、提出した企画提案書を大淀町に無断で他に使用することはできない。
- (2) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (3) 選定結果として、提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。また、町民等から情報公開の請求に応じて提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (4) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (5) 募集及び契約については、町の都合により中止することがある。この場合、損害賠償は行わない。
- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、「4.(1) 担当部局」の指示に従うこと。
- (7) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。